

【アメリカ】2018年根拠に基づく政策形成の基盤法

2019年1月14日に、「2018年根拠に基づく政策形成の基盤法」(Foundations for Evidence-Based Policymaking Act of 2018: P.L.115-435)が成立した。この法律は、根拠に基づく政策形成諮問委員会(Commission on Evidence-Based Policymaking: CEP)の2017年9月の最終報告書に基づくもので、第1編「連邦根拠構築活動」、第2編「オープン政府データ法」、第3編「機密情報保護及び統制の効率性」、第4編「一般規定」で構成されている。主要な条項は、①各省庁は、根拠に基づく政策形成のための戦略計画を策定すること、②各省庁は、評価政策を策定し実施する、評価担当官を置かなくてはならないこと、③行政管理予算局長は、連邦政府のデータの利用拡大のために、根拠構築のためのデータ助言委員会を設置すること、④政府のオープンデータを機械可読形式で公開すること、⑤各省庁は包括的なデータの一覧を作成し維持すること、⑥各省庁はデータ管理に責任を持つ最高データ担当官を置かなくてはならないこと、等である。

海外立法情報調査室・廣瀬 淳子

・ <https://www.congress.gov/115/bills/hr4174/BILLS-115hr4174enr.pdf>

【アメリカ】21世紀統合的デジタル体験法—21世紀IDEA

合衆国の行政機関のウェブサイト刷新等を目的とする法律(21st Century Integrated Digital Experience Act: 21st Century IDEA, P.L.115-336)が2018年12月20日に成立した。各行政機関は同法の施行後180日以内に、障害者のアクセスの確保、統一感のあるインターフェース、検索性能の向上、ユーザーのニーズに沿ったデータの提供等を目的とするウェブサイト又はデジタルサービスの刷新を求められる(第3条)。同じく、同法施行後180日以内に、行政管理予算局長は各行政機関の長に対し、デジタル化されていない紙によるサービスを特定し、リスト化した上で、デジタル化するために要する予算及びスケジュールを提出するよう指導しなければならない(第4条)。その他、各行政機関の長が、電子署名の使用を加速化する計画を行政管理予算局長及び連邦議会の適切な委員会に提出すること(第5条)、各行政機関の最高情報責任者が、同法が求めるウェブサイトの要件の履行に係る調整を行うこと(第6条)、デザイン及び実装の標準化及び共有を推進すること(第7条)が規定された。

海外立法情報調査室・原田 久義

・ <https://www.congress.gov/115/bills/hr5759/BILLS-115hr5759enr.pdf>

【アメリカ】連邦議会のセクシャル・ハラスメント対策法

2018年12月21日、セクシャル・ハラスメント等により、被用者の権利を侵害した立法府の雇主に対し、被用者が苦情申立てを行う手続の改正を目的とする法律（Congressional Accountability Act of 1995 Reform Act, P.L.115-397）が成立した。この法律は、連邦議会を含む立法府の機関に、民間及び立法府以外の連邦政府に保障される雇用・職場の安全に関する諸法律を準用する1995年連邦議会説明責任法（Congressional Accountability Act of 1995, P.L.104-1, 2 U.S.C. § § 1301-1438）を改正するものである。

主な内容は、次のとおりである。①法令順守局（Office of Compliance）を議会職場権利局（Office of Congressional Workplace Rights、以下「局」）と改称する。②公式の苦情を提出し、又は民事訴訟を提起するまでに、カウンセリング、調停及び冷却の期間として求められる通常90日の待機期間を廃止し、ハラスメント等の日から180日以内に局に申立てを行う者は、申立てから70日以内であればいつでも連邦地方裁判所に民事訴訟を提起できるとする。③この法律が提供する手続は、(i)申立て、(ii)聴聞前の予備審査（(i)を受けて局が始める）、(iii)調停（当事者の合意がある場合）、(iv)公式の聴聞（申立人の要請がある場合）の4つである。④当事者は、申立ての基礎となる又は申立てへの防御の基礎となる事実的主張の開示を禁止されない。⑤申立てに対する裁定等を受け、局が財務省に有する口座から申立人に支払がなされる場合、議員はその額を口座に償還する。支払から90日以内に償還がない場合、給与管理者は、当該議員の給与の天引きを行う。⑥局は、⑤の支払に関する年次報告を議会に提出し、局の公式ウェブサイトに掲載する。⑦局長は、立法府の被用者に、その権利や手続につき助言を行う、秘密の助言者を指名する。⑧申立てを行うことができる者に、無給のスタッフ（インターン、フェロー等）を加える。⑨申立てに基づく手続が行われる間、申立人から請求があるときは、雇用事務所は遠隔勤務を許可することができる。それができない場合には、申立人は有給休暇を受けることができる。⑩法律は制定から180日が経過する日に発効し、発効時に係属中の事件は改正前の規定に拠る。

海外立法情報課・中川 かおり

・ <https://www.congress.gov/115/bills/s3749/BILLS-115s3749enr.pdf>

【EU】EU大規模ITシステム機関に関する新規則

2011年に設置された「自由・安全・司法領域の大規模ITシステム運用管理のための欧州機関」(eu-LISA)は、①EU域外国国民の入国・滞在拒否に関する警告情報等を登録するシェンゲン情報システム、②ビザ申請者に関する情報を保存するビザ情報システム、③庇護申請者及び不法入国者の指紋データを保存する指紋データベース(Eurodac)の運用管理を行っている。2011年のeu-LISA設置規則に代わる新たな規則が、2018年11月21日に公布された(Regulation(EU)2018/1726)。新規則では、3つの情報システムの運用管理に加え、今後導入される出入域システム(本誌275-1号(2018年4月)pp.4-5参照)、欧州渡航情報認証システム(同277-2号(2018年11月)p.24参照)などの開発・運用管理を同機関が行うことが規定され、また、テロ対策や難民問題への対応改善のため、これらのシステム間におけるデータ共有を可能とするための措置を講じることが任務に盛り込まれた。

総務部総務課・島村 智子

・ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32018R1726>

【EU】動物用医薬品及び医薬品添加飼料に関する規則の制定

動物用の医薬品及び医薬品添加飼料の製造、販売、使用等に関する2つの指令に代わる、2つの規則が2019年1月7日に公布され、2022年1月28日から適用される。2001年の指令(2001/82/EC)に代わる動物用医薬品規則(Regulation(EU)2019/6)は、全12章160か条から成り、また、1990年の指令(90/167/EEC)に代わる医薬品添加飼料規則(Regulation(EU)2019/4)は、全5章26か条から成る。各国の法令等による国内実施を要していた指令から、各国において直接適用可能な規則に変更され、域内で統一的な規定が適用されることとなる。両規則では、薬剤耐性(AMR)対策を目的として、動物に対する抗菌薬の使用に関し、集団に対する予防的使用の禁止、感染病に罹患のおそれがある集団等への使用制限、医薬品添加飼料による予防的使用の禁止、生育促進・収量増加目的の使用禁止の拡大、ヒトの感染症治療に用いる一部の抗菌薬の使用禁止などが規定された。また、抗菌薬の販売・使用に関する加盟国のデータ収集義務等も規定している。

総務部総務課・島村 智子

・ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:L:2019:004:TOC>**【フランス】経済的・社会的緊急措置に関する法律**

フランスでは、政府が発表した燃料税の引上げをきっかけに、2018年11月から、燃料税の引下げ、最低賃金の引上げなどを求める「黄色いベスト運動」と呼ばれるデモが行われた。このデモへの対応として、2018年12月24日に、「経済的・社会的緊急措置に関する法律第2018-1213号」が制定され、次の措置が定められた。2018年の給与が月額3,600ユーロ(1ユーロは約124円)を下回る被雇用者に対して、購買力を高めるための特別手当を支給する。この手当は、一人当たり1,000ユーロまで就労所得にかかる社会保険料と所得税が免除される。また、2019年1月から、退職年金や失業年金などの代替的所得にかかる一般社会税(contribution sociale généralisée: CSG)の税率8.3%(2018年)を、課税申告所得が22,580ユーロ(カップルの場合は34,636ユーロ)を下回る者に対しては、6.6%に引き下げる。年金収入が月額2,000ユーロを下回る者は、その年金にかかるCSGを免除する。

調査企画課連携協力室・安藤 英梨香

・ https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000037851899

【フランス】高齢者の視覚の健康を向上させる法律

フランスにおいて、60歳以上の97%が視覚に問題を抱えており、要介護老人施設の入居者の4分の1がその必要に見合った視覚補助具を持たないとされる。このような状況を改善するため、2019年2月5日に、「非自立の高齢者の視覚の健康を向上させる法律第2019-72号」が制定された。保健担当大臣のアレテ（省令に相当）で定める日から、3年後の12月31日まで、州保険庁（医療機関設立の許認可等を行う行政的公施設法人）の長の許可により、試験的に次の措置がとられる。要介護老人施設において、眼鏡製造販売業者（職業免状又は商業・経済財政・高等教育・保険を担当する大臣による共同の命令で指定する資格）が、入居者が所持する眼鏡やコンタクトレンズの調整を行う。通常、眼鏡製造販売業者が調整を行うのは、医師による視覚補助具の処方から3年未満の間のみであるが、この試験的措置においては、医師の反対がない限り、最初の処方が有効であるとみなされ、3年経過後も調整を行うことができる。また、調整に伴う視力検査等の検査が健康診断ではないことを被検査者に伝えなければならない。政府は、遅くとも試験期間が終了する4か月前までに評価報告書を作成し、議会に送付する。

調査企画課連携協力室・安藤 英梨香

・ https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000038096841

【ドイツ】身分登録の記載事項として、男女以外の第3の性「複」を認める立法

性分化疾患（disorders/differences of sex development: DSD）を有する者（インターセックス）の身分登録上の性別記載に関する2017年10月10日の連邦憲法裁判所決定（1 BvR 2019/16）を受けて、身分登録法（BGBI. I 2007 S. 122）等の改正を行う法律（BGBI. I 2018 S. 2635）が2018年12月22日に施行された。これにより、出生した子が身体的に女性とも男性とも決定できない場合、出生登録簿への登録時に、「複」（divers）と記載することができるようになった。また、DSDであると医師が診断した場合には、身分登録官への申告によって性別を「男」、「女」又は「複」に変更することができ、新しい性に適した新しい名前を決めることもできるようになった。行為能力のない子又は14歳未満の子については、本人の申告だけでなく法定代理人の同意が必要とされる。法定代理人の同意が得られなくても、子の福祉に反しないと家事裁判所が判断すれば変更が認められる。既に2013年の身分登録法等の改正（BGBI. I 2013 S. 1122）により、性別欄を「男」でも「女」でもない空欄にして登録することは可能となっていたが、連邦憲法裁判所決定は、男性にも女性にも帰属しない者が「積極的な性別の登録」ができないことを違憲であると判断し、2018年末までに適切な立法を行うことを求めていたものである。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2390/239069.html>

【ドイツ】家族負担軽減法—家族に対する税制上の負担軽減及びその他の税制関連規定の調整

ドイツでは子育て世帯の経済的負担を軽減するため、所得税法による児童控除と児童手当を実施している。2018年連立協定では、CDU/CSU（キリスト教民主・社会同盟）とSPD（社会民主党）はこれらの引上げで同意しており、2018年12月6日に家族負担軽減法が公布された（BGBl. I S. 2210）。同法は全8条から成り、所得税法改正（第1条から第3条まで）、1995年連帯付加価値税法改正（第4条及び第5条）、連邦児童手当法改正（第6条及び第7条）、施行日（第8条）を規定している。児童控除の額（暦年）は、2018年の7,428ユーロ（1ユーロは約124円）から7,620ユーロ（2019年）、7,812ユーロ（2020年）に引き上げられ、児童手当は2019年7月1日から、第2子までは子1人につき月額204ユーロ、第3子は同210ユーロ、第4子以上は子1人につき同235ユーロと、10ユーロずつ引き上げられる。その他、最低生活費を保障するための成人の基礎控除も、9,000ユーロ（2018年）から9,168ユーロ（2019年）、9,408ユーロ（2020年）に引き上げられるため、これらの措置により年間約100億ユーロが家族の負担軽減に充当されることになる。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2385/238518.html>**【ロシア】市民社会発展のための助成金に関する大統領令**

2019年1月30日、プーチン大統領は大統領令第30号「市民社会発展のためのロシア連邦大統領助成金について」に署名した。この大統領令は、非営利団体支援のための助成金を交付することを目的としている。非営利団体に対して助成金を拠出する政策は2006年から継続して行われており、2017年には同政策を統括管理する目的で大統領助成金基金が設立された。助成金の詳細は、毎年度大統領令によって定められ、少なくとも1年に2回実施される選考によって交付が決定される。2019年度は①2月1日から3月15日まで、②6月10日から7月31日までが申請期間である。2019年度予算法によれば、2019年度から2021年度までに予定されている助成金額は毎年度80億ルーブル（約128億円）である。助成対象となる非営利団体は、社会福祉、健康増進、家庭支援、若者支援、科学及び教育、文化芸術、歴史記憶、環境保護、国際交流等多岐に及ぶ。

前海外立法情報課・徳永 俊介

・ <http://kremlin.ru/events/president/news/59753>

【韓国】児童手当の支給範囲を拡大するための法改正

2018年3月27日、6歳未満の児童1人当たり月額10万ウォン（1ウォンは約0.1円）の児童手当を支給することを定めた児童手当法が公布され、同年9月1日に施行された（本誌276-2号（2018年8月）pp.14-15参照）。政府が提出した法案では、受給に係る所得制限はなかったが、法案審査の過程で野党が富裕層を除外するよう主張したため、所得上位1割程度の世帯を除外する内容に修正された。しかし、少子化対策の重要性や、受給世帯の選別に要する莫大な事務経費等を理由に、所得制限を撤廃し支給範囲を拡大すべきとの声が高まったため、2018年11月5日、大統領及び主要5政党は、支給範囲を拡大する法改正を速やかに行うことで合意した。これを受けて、児童手当法の改正法案が同年12月27日に国会本会議で可決され、2019年1月15日に公布された。今回の法改正により、2019年4月1日から所得制限が撤廃されるとともに、最大で2018年11月分まで遡及して支給を行う救済措置が講じられる。また、2019年9月1日から受給対象年齢が6歳未満から7歳未満に引き上げられる。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_D1D8F0V9C0V6B1B0P4T7I4V3T6N8W4**【韓国】パワーハラスメント防止のための法改正**

2019年1月15日、勤労基準法が改正され、パワーハラスメント（以下「パワハラ」）防止に係る条項が新設された（同年7月16日施行）。最近、韓国でパワハラ事件が相次いだことを受け、立法措置が講じられたものである。今回の法改正により、パワハラが「職場内ハラスメント」（職場における地位又は関係等の優位性を利用し、業務上の適正範囲を超えて他の労働者に身体的・精神的苦痛を与え、又は勤務環境を悪化させる行為）と定義され、禁止された（第76条の2）。あわせて、パワハラ発生時における調査、被害者保護のための適切な措置（勤務場所変更、配置転換、有給休暇命令等）及び行為者に対する措置（懲戒、勤務場所変更等）が使用者に義務付けられる（第76条の3）とともに、就業規則に含める事項にパワハラ防止及び発生時の措置等に係る事項が追加された（第93条第11号）。通報者及び被害者に対する解雇等の不利益な取扱いは禁止され（第76条の3）、違反した場合は3年以下の懲役又は3千万ウォン（1ウォンは約0.1円）の罰金に処される（第109条第1項）。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_G1H8B0M9T1E2I1C0A2X0J1H1K8K8U7

【台湾】性別平等教育法の改正

2018年12月7日、台湾立法院で性別平等教育法改正案が可決された(同28日公布・施行)。2004年6月23日に公布・施行された性別平等教育法は、性別による差別・偏見をなくすための教育の推進、そのための教育環境の整備等を目的とし、各級政府及び学校への性別平等教育委員会の設置、学習環境の整備、カリキュラム・教材等に加え、学校での性犯罪・セクハラ・性的いじめへの対処についても規定している。規定内容の拡充を目的とする同法改正は今回が4回目であり、性的被害防止対策の厳格化、対策の実効性向上のための措置等を主な内容とする。①学校でセクハラ、性的いじめを行った者が正当な理由なくカウンセリングを受けなかった場合、その都度1万台湾ドル以上5万台湾ドル以下の過料に処する(1台湾ドルは約3.7円)、②学校で発生した性犯罪、セクハラ等の事件について、性別平等委員会による調査・処理を義務付ける、③性犯罪又は重大なセクハラ・性的いじめの行為があった教職員の解雇を学校に義務付ける、等の規定が新たに盛り込まれた。

海外立法情報調査室・岡村 志嘉子

・ <https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?0^62C0C09999C0D462C0C0812FC0C06EC0C8899BC0C466DCDC8918>**【フィリピン】エネルギー効率管理法**

2019年1月30日、エネルギー効率管理法の最終法案が両院で承認された。この法律は、国のエネルギー供給の効率と安定を確保するための計画やプログラムを整備して実施することで、効率的で賢明なエネルギー活用に適合した国民の生活様式となるよう、エネルギー効率と管理を制度化することを目的とする(第2条)。構成は、総則、役割と責任、エネルギー効率管理委員会、技術的能力の証明と技術的業務の認定、エネルギー性能基準と品質表示、指定団体、需要管理、報奨金など全9章38か条から成る。全てのエネルギー消費者は、この法律で宣言された方針に従い、あらゆる利用可能なエネルギー資源を効率的に使用し、代替的な新たな技術やシステムの発展と活用を促進しなければならない(第8条)。この法律に関わる規定の実施は、エネルギー省が主管する(第5条)。また、この法律で規定されたエネルギー効率に関わる政府のプロジェクトを承認し、政府のエネルギー管理プログラムの実施に関する戦略指針を定めるために、エネルギー省、貿易産業省、国家経済開発庁などの政府機関の長官によって構成される、エネルギー効率管理委員会が新たに設置される(第9条)。

前海外立法情報課・山崎 美保

・ <http://www.senate.gov.ph/lisdata/26394235551.pdf>